

平成23年度事業計画

基本方針

- 1 あらゆる機会をとらえて公益社団法人としての認知度の向上に努める。
- 2 税知識の普及と納税意識の高揚のための取り組みを強化する。
- 3 より広く意見を聴取して適正・公平な税制実現のための的確な提言を行う。
- 4 申告納税制度の維持発展と円滑な税務行政に寄与する。
- 5 地域企業と地域社会の健全な発展に貢献するための取り組みを強化する。

主要な事業計画

- 1 税知識の普及を目的とする事業
毎年改正により複雑難解化する一方の税法・税制について、正しい知識を身につけてもらうため、次の事業を行う。
 - (1) 新設法人説明会
福岡税務署管轄区域内に新たに設立された法人及びこれから起業しようとする人を対象に、関係する国税及び地方税の基本的な税制の仕組みについて正しく理解してもらうことを目的として、年2回開催する。
 - (2) 決算事務説明会
福岡税務署管轄区域内の法人を対象に、適正な申告書が作成され提出されるようにすることを目的として、年4回開催する。
 - (3) 改正税法説明会
福岡税務署管轄区域内の法人を対象に、改正法に則った誤りのない税務処理が行われるようにすることを目的として、中央区及び南区で年1回開催する。
 - (4) 新任者のための税務講座
福岡税務署管轄区域内の法人で新たに給与事務に携わることとなった人を対象に、給与事務が適切に行われ源泉所得税の納付が適正に行われるようにすることを目的として、年1回開催する。
 - (5) ブロック別税務研修会、青年部会、女性部会税務研修会
福岡税務署管轄区域内の法人を対象に、誤りのない税務処理が行われるようにすることを目的として、それぞれ年1回開催する。

(6) 租税教室

福岡税務署管轄区域内に所在する小学校 27 校のうちの 7 ないし 8 校の 6 年生の児童を対象に、近い将来において見識ある納税者として主体的に税とのかかわりをもつ人を育成することを目的として、年 1 回開設する。

(7) 草の根租税講座

福岡税務署管轄区域内に居住する主婦やお年寄りを対象に、正しい税知識を持って日々の生活と人生設計ができるようにすることを目的として、支部単位に年 1 回開催する。

2 納税意識の高揚を目的とする事業

納税意識の高揚を図り、税務行政に寄与することを目的として、次の事業を行う。

(1) 「税を考える週間」協賛行事

天神地区を訪れた人を対象に、「税を考える週間」の協賛行事として、税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的として、税に関する小冊子等の配布、税金クイズ及び音楽演奏会を行う。

(2) 税に関する絵はがきの表彰

租税教室を開設した小学校の 6 年生の児童を対象に、税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に、税に関する絵はがきを募集し、優秀作品を全国コンクールに出品、表彰するほか、応募作品を校区内の公民館等及び確定申告相談会場に展示する。

(3) 税の相談日の開設

福岡税務署管轄区域内の法人に勤める人を対象に、個人の税金の適正な税務申告及び納税が行われるようにすることを目的として、毎月第 1 水曜日と第 3 水曜日の 2 回、個別の相談に応じる。

(4) ホームページ及び広報紙「法人会ニュース」による税情報の提供

福岡税務署管轄区域内の法人及び個人を対象に、税に対する関心を高めることを目的として、ホームページ及び広報紙「法人会ニュース」に時期に応じた適切な税に関する情報記事を掲載する。

3 税制の調査研究及び提言に関する事業

納税者の納得する適正・公平な税制実現のための的確な提言を行うため、次の事業を行う。

(1) 福岡 5 地区税制委員会協議会

納税者の声を反映した福岡 5 地区法人会の統一税制改正要望事項を作成することを目的として、5 法人会の税制委員会によって組織する福岡 5 地区税制委員会協議会を年 4 回開催し、調査研究と意見交換を行う。

(2) 全国青年の集い

税制に関する調査研究や租税教室の実施に関して意見交換、情報交換を行い、公益目的事業に生かすことを目的として、年 1 回開催される集いに積極的に参加する。

(3) 全国女性フォーラム

税制に関する調査研究や租税教室の実施に関して意見交換、情報交換を行い、公益目的事業に生かすことを目的として、年 1 回開催されるフォーラムに積極的に参加する。

4 地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業

中小企業が単独では実施することが難しい人材の育成を支援するため、次の事業を行う。

(1) 新社会人セミナー

福岡市内及びその周辺の郡市に所在する法人に新規に採用された職員を対象に、社会人として必要な能力を身につけさせることを目的として、福岡市内 4 法人会の共催により、年 1 回開催する。

(2) パソコン講座

福岡市中央区、南区の法人に勤めるパソコン操作に不慣れな人を対象に、日常業務に必要な基本的操作技術を身につけさせることを目的として、年 1 回開催する。

(3) 医療健康セミナー

福岡市中央区、南区の法人に勤める人を対象に、正しい知識による健康の自己管理を実践してもらうことを目的として、年 1 回開催する。

(4) 経営セミナー

福岡市中央区、南区において事業を営む経営者に対して、健全な企業経営を行うてもらうことを目的として、年 3 回開催する。

(5) 新任者のための税務講座（再掲）

福岡税務署管轄区域内の法人で新たに給与事務に携わることとなった人を対象に、給与事務が適切に行われ源泉所得税の納付が適正に行われるようにすることを目的として、年 1 回開催する。

(6) 新設法人に対する事務支援

福岡税務署管轄区域内の新設法人を対象に、経理事務等が適切に行われることを目的として、税に関わる日常業務や経理事務等についての相談に応じる支援と税制についての意見要望を聴取する。

5 地域社会に貢献することを目的とする事業

中小企業単独ではその要請に応えることが難しい社会的責任を果たすことのため、次の事業を行う。

(1) 職場体験学習

福岡市中央区、南区の 18 の中学校の生徒を対象に、身近な企業の職場を実地に体験し地域社会に対する関心と仕事への興味を持ってもらうことを目的として、夏休みの期間中に引受会員企業において実施する。

(2) 婚活支援

広く一般から参加者を募集し、少子化問題解消策の一つとすることを目的として、パーティ形式による集団見合いの場を設ける“婚活”支援を年 2 回行う。

(3) 花いっぱい運動

舞鶴小学校の児童や地域住民を対象に、花の植栽を通して子どもたちに地域社会への参加意識を芽生えさせ、明るい街づくりを地域企業や住民が一体となって行うことを目的として、春、夏、秋の年 3 回実施する。

(4) 献血運動

広く一般に呼びかけ、福岡県赤十字血液センターに協力することを目的として、血液が不足する毎年 2 月に行う。

大規模災害等の場合には、必要に応じて即時に実施する。

(5) 小さな博物館運動

NPO 団体の行う小さな博物館運動に特別協賛し、福岡市中央区、南区の 27 の小学校のうちの 1 校の 5 年生の児童を対象に、郷土の歴史について興味を持ち、誇りを持ってもらうことを目的として、志賀島で発見された金印のレプリカを一人 1 個ずつ贈る。

(6) 地域のイベント参画

歳末たすけあい募金に寄附すること目的として、NHK福岡放送局、六本松商店連合会とともにNHK福岡放送局前の広場において、港地区街づくり協議会、港銀座商店街振興組合とともにかもめ広場においてそれぞれチャリティー持ちつき大会を実施する。

6 会員の福利厚生のための事業

会員である法人の福利厚生制度の充実と経営の安定、安心を目的として、次の事業を行う。

(1) 簡易生命保険団体保険料払込制度の集金事務

団体扱いによる保険料の割引制度を利用し、集金事務を行う。

(2) 経営者大型保障制度の普及推進

公益財団法人全国法人会総連合の経営者大型保障制度の普及推進を図る。

(3) 経営保全プランの普及推進

公益財団法人全国法人会総連合の経営保全プランの普及推進を図る。

(4) がん保険制度の普及推進

公益財団法人全国法人会総連合のがん保険の普及推進を図る。

(5) 貸倒保障制度の普及推進

社団法人福岡県法人会連合会の貸倒保障制度の普及推進を図る。

7 会員の交流を図るための事業

会員の交流と相互の意思疎通を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 新春講演会及び会員交流会

1月に講演会と新年の会員交流会を行う。

(2) 理事・役員等合同懇談会

理事及び各委員会、青年部会、女性部会、ブロック、支部の役員の合同懇談会を実施する。

(3) 福岡5地区法人会合同講演会

社団法人福岡西部法人会、社団法人博多法人会、社団法人東福岡法人会及び社団法人筑紫法人会とともに講演会を開催する。

(4) ゴルフ大会

ゴルフ大会を開催する。

(5) ボーリング大会

ボーリング大会を開催する。

(6) 野球観戦

福岡ソフトバンクホークスの試合観戦を行う。

(7) 施設等見学会

貸切バスによる施設等の見学会を行う。

8 その他この法人の目的達成に必要な事業

(1) 会員の拡大

個人も含めた会員の拡大に努める。

(2) この法人の認知度の向上

あらゆる機会を利用してこの法人の認知度の向上に努める。